議会改革推進特別委員会　作業部会Ｂ【第５回報告書】

日時：２０２６年１０月２７日(火)９時３０分～１１時２７分
出席者：内藤委員長、栁田副委員長、植村委員、山口委員（公明党)、横井委員、柿本委員、
　　下村委員

【項目③：市長等の事務の執行における監視及び評価を行うことについて】

○自民党・無所属の会より、議会の法務体制強化として議会費で弁護士事務所等と契約することができないか提案があったため、本日より協議を開始する。

○横井委員より趣旨を説明。
目標は奈良市議会における法務機能の強化である。議会が自らの権限を適切に行使する法的支援が弱いと感じている。市は顧問弁護士や弁護士資格のある任期付き職員の配置、法律事務所との契約を行い、常時法的助言を受けられる体制にある一方、議会には議会独自の立場から法律問題を検討する外部専門家がいない。法務アドバイザーがいれば、条例案の法的検討、市長提出議案の法的論点の検討、市の事務執行の法的チェックや地方自治法上の議会権限についての助言等、議会の活動にも役立てることができる。成熟した二元代表制を整えるための議会改革の１つに加えてもいいのではないかと思い提案するものである。

○各委員の意見は以下のとおりである。
・法律的に正しいかのチェックはＡＩでできると思うが、弁護士からアドバイスをもらった方が箔がつく部分もあると思う。議会費で契約する方法は色々あると思うが、イメージを固めないといけない。
・単なる法律相談なら、今まで法務ガバナンス課に調査をかけてもらったことはある。その場合、行政側に立つ不安はあるが、法律は解釈によって異なるものなので、どのような弁護士にどのような範囲で相談するかによって変わってくる部分はある。
・議会には 39 人の独立した議員がいるので、どんな形で依頼するか、整合性が取れるかという課題を整理しないといけない。１つの案件について相談したことは過去にあるが、その場合は政務活動費を使っていた。政務活動費を充てられるように金額を上げるのか、年間顧問契約をするのが望ましいのか議論すべき。
・論点としては、何を相談するのかとコスパの２つだと思う。行政側が法的な担保を確保して出してきた議案等をさらに議会側が弁護士との契約をもって評価していく必要性があるのか。必要性があるとすれば、政策提言や議会として条例をつくるときは必要かもしれない。他市もそうだが、議員がどういう場面で必要としているのか知りたい。
・他市事例を知りたい。
⇒委員長より、高崎市の事例を紹介。４～５年前の調査になるが、年間契約 200 万円、年間

の相談実績が０～２件程度。

○議会が法的な支援を必要とする具体的な場面、活用する範囲、活用を決定する方法など、委員会で議論を行う。

【項目④：地方自治法第９６条第２項の規定による議会の議決事項の検討について】

○閉会中常任委員会における各計画の報告状況を見守るという作業部会Ｂの案に対し、前回委員会では、計画によっては議決することで議会の意思を示すことも大事であり、県や香芝市の事例も含めてもう少し議論すべきとの意見があったため、引き続き協議することとなった。正副委員長としては議決事件を拡大していくべきと考えている。

○各委員の意見は以下のとおりである。

・計画のこれとこれを審議しようとするところまではいっていない。７月、８月の理事者報告でいくつか事例が出たが、その評価はどこでするのか。変更があるものや節目のものは報告するように執行部に依頼して各常任委員会で報告を受けているが、その検証がなされていない。

・報告に対してそれぞれの議員がどう受け止めたかということを委員会でまとめて出すのは必要かと思う。

・前回の作業部会では、議決事項が増えるのは大事なことだが、どれを増やすかを考えたときに議決事項に入れられないものがあるなどの問題があり、これまでよりも一歩進んで、変更があるときは報告をしてもらうという結論となった。新たな材料がない中では、この作業部会で話し合うことはない。提案者である日本維新の会から新たな提案等の話合う材料を提案すべき。

⇒香芝市の９月議会で、議決する計画をより絞り込める文章に修正したものに条例を改正しいている。その辺りを参考に提案できたらと会派内で調整している。

・どんな計画の議決が必要になるのかというのを説明してもらった方がいい。総合計画も以前は議決が不要だったが、行政が計画にないことをやり出したり、計画にあるのにやっていなかったりして、総合計画はやはり大変重要な骨格の計画だから議決が必要だろうとなって特別委員会が設置されたという経緯がある。これは議決が必要だ、特別委員会を設置して議論が必要だという具体的な提案をしてもらいたい。

・議決が必要な総合計画であっても、ほぼ完成したものが出てきて、審議していてもどこまで何を変えられるのかという議論もある。常任委員会で質疑してただしていくのが正当な形ではないか。議案として出されるものは形になっているが、報告事項として「この計画をつくります」と言われるものの具体的な中身をどう作ろうとしているのかは、もう少し情報をもらわないと審議するのが難しい。

○次回の委員会での協議事項

・大西議長より、市長宛てに積極的に計画に関する報告案件を出していただくよう依頼し、その結果、７・８月の常任委員会では計画に関して複数報告がなされたが、それについて検証を行う。

・上記に加え、どの計画を議決対象とするのか、議論の材料となる項目について、日本維新の会より提案をしていただく。

【項目⑥：議員報酬について】

○日本維新の会より、長期欠席議員への報酬に関すること及び期末手当の加算率について提案をいただいているため、本日より協議を開始する。

＜長期欠席議員への報酬に関すること＞

○長期欠席議員への報酬に関して、現在、減額や不支給とする規定はない。

○事務局より説明。

令和 7 年 6 月実施の豊田市の調査によると、中核市 62 市の調査で回答があった 59 市のうち、長期欠席の場合に議員報酬を減額、または支給しないとする規定を設けているのは 18 市、規定がなかったのは奈良市を含めて 41 市である。減額等を行う要件は「一の定例会の会議を全て欠席すること」、「2 回の定例会にわたって全て欠席すること」、「定例会に限らず欠席の回数や期間に応じて段階的に減額する」等様々である。減額の割合は、２割を減額するものから全額不支給とするものまで多岐にわたっている。報酬だけでなく期末手当も減額や不支給とする規定のある市が複数あり、病気や怪我等の除外規定を設けている市も複数ある。また、議員が逮捕拘留された場合に支給を停止したり一時的に差し止めたりしている市が複数ある。

○日本維新の会の栁田委員より趣旨を説明。

奈良市では長期欠席議員の議員報酬を減額や不支給とする規定はないが、全国的には規定を設けている市もある。今、奈良市において具体的な事案が発生しているわけではないが、前もって決めておく必要があるのではないかと考えて提案したものである。

○各委員の意見は以下のとおりである。

・どういう場合に不支給を考えているのか。サボっているのか、理由があるのか、理由がある中でも、逮捕だけなら有罪でない可能性もあるし、病気も復帰する見込みがあるかどうかで変わってくる。どこまで想定しているのか。

⇒正当な理由があって休んでいる場合は不支給とは考えていない。

・来られる状況にありながら来ないのはサボりと定義して規定をつくってもいいのではないか。

・奈良県議会では病気で出られない状態になった議員がおり、出席できない方の報酬がその

ままというのはどうなのかという県民の批判もあるだろうということで条例が可決された。ただ、女性議員の出産はどうなるのかという問題もあり、それを踏まえたうえで協議していけたら。

・欠席という捉え方を変えてみるのはどうか。欠席と職務不能を分け、欠席は本会議や委員会に出席しなかったこと、職務不能は一定の客観的事情によって議員活動を遂行できない状況であるということとし、欠席かどうかよりも職務不能かどうかで考える。

　職務不能は①服役中、収監中、②本人の意思で議員活動を放棄している正当な理由のない長期欠席、③病気や怪我による昏睡状態、④認知機能が著しく低下している状態、が考えられる。議員は非常勤の勤務であり勤務時間という概念がないので、何日議会に来なかったというよりも、議員としての職務を客観的に遂行できるかどうかというところを見ないといけないと思う。

・逮捕等の事案はないが、あらかじめ規定をつくっておくのは大事だと思う。どこまで細かく規定するかも含めて議論したい。

・奈良市議会で長期欠席議員により問題が生じているという立法事実が奈良市で頻発しているかを慎重に考えるべき。

・奈良市にも２定例会休んだ議員はいる。そういうことも踏まえて慎重に検討すべき。

〇作業部会で出た意見を委員会で議論することとなった。

＜期末手当の加算率について＞

〇報酬月額に 100 分の 45 を加算した額を基礎として算定しているが、市長等の特別職である 100 分の 20 に合わせるべきであるという提案がある。

〇事務局より説明。

中核市 62 市で期末手当年額を比較したところ、奈良市は高いほうから数えて 39 位である。加算率を 20%としているところが 39 市と最も多く、奈良市と同じ 45%に設定しているのは 17 市、40%が 4 市、その他が 2 市である。20%としている市は全て支給月数が奈良市よりも多く、仮に奈良市の加算率を 20%にすると議員 1 人当たり 50 万 6,600 円の減となり 62 市中 57 位に相当する。報酬と期末手当を合わせた年収の順位では、現状は 62 市中 37 位となっている。

〇栁田委員より提案趣旨を説明。

奈良市において特別職は報酬審議会の答申を経て、給料月額や地域手当の月額の合計額に 100 分の 20 を乗じて得た額を基準としている。一方、我々議員の期末手当は、それぞれの基準日現在において規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に 100 分の 45 を乗じて得た額の合計額に 100 分の 170 を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額とするという規定になっている。議員についても特別職と同じ 20 にしてはどうかという提案

である。

〇各委員の意見は以下のとおりである。
・提案理由が単に執行部の特別職に揃えるということなら話し合う必要はないと思う。議員は常勤の特別職と形態が異なるので揃える必要性がない。
・報酬については審議会で据え置きと言われた以上、それが結論では。
・釣り合いが目的であれば、市の特別職の加算率を 45 にすればよいのではないか。

〇作業部会で出た意見を踏まえて委員会で議論することとなった。

【項目⑦：議員定数について】
〇令和７年 10 月 21 日の委員会で、自民党・無所属の会より、議員定数について議論し、その結果を令和 11 年の市議会選挙に反映できるよう、条例改正までの工程を委員会で共有した上で議論をスタートしたいと提案があった。本日より協議を開始する。

〇事務局・委員長より資料について説明。
【前回定数見直し時の議論】
前回は、議会制度等検討協議会において、平成 20 年の５月から 11 月にかけて６回にわたり協議を行った。当時の条例定数は 44 人だったが、都祁・月ヶ瀬との合併により特例として議員数が 46 人となっていた。定数削減にあたっては「人口１万人につき議員１人程度」という基準が有力な根拠となったが、市域が広く東部山間地域を含むことから、人口に加えて面積、地域性、合併地域の代表性、行政監視機能なども考慮すべきとされた結果、36 人から 44 人の範囲で調整することとなり、地域の代表性や議会機能を考慮し、39 人とすることを全会一致で決定して議長に申し入れ、平成 21 年７月の市議会議員選挙より定数 39 人が適用されている。

【定数見直しに関するスケジュールについて】
改選の１年前である令和 10 年６月を目途として協議期間を定め、定数変更の必要がある場合は令和 10 年６月定例会で条例改正を行うこととしてスケジュール案を示している。次回 11 月の委員会でスケジュールを決定し、定数の見直しに向けた論点を整理する。

【中核市の比較について】
中核市 62 市の人口、面積、条例定数、議員１人当たりの人口などを令和８年４月１日時点で比較したところ、奈良市の条例定数は 39 人、議員１人当たり人口は 8,818 人で、人口に対する議員数で見ると 62 市中 21 番目に多くなっている。62 市の平均は条例定数が 36.5 人、議員１人当たり人口が 9,630 人である。

奈良市の人口は平成 21 年６月１日時点で 36 万 8,986 人、令和８年 10 月１日時点で 34 万 3,514 人であり、第 5 次総合計画における今後の人口予測では令和 12 年の人口を 32.8 万人と推計していることから、選挙が行われる令和 11 年度の人口は 33 万人台ではないかと思われるため、それを前提として協議を行うべき。

〇本スケジュール案を作業部会案として委員会に諮ることに異議が出なかったため、本スケジュール案を作業部会案として委員会に諮ることとなった。

〇今後定数の議論を進めるにあたり、どのような論点で議論すべきかに関する各委員の意見は以下のとおりである。

・人口は減っているが面積は減っていない。一概に人口だけではかるのではなく、面積もあわせて考えるべきである。
・議員１人当たりの人口にとらわれず、自分たちの役割を果たすために何人必要なのかを洗い出したい。議員にはいろんな役割があるので、39 人でいいのか、もっと多い方がいいのか、少ない方がいいのか、責務を果たせるのか、どのような結果でもその根拠を住民一人一人に説明できるようにしたい。
・前回人口を有力な根拠としたということだが、その他の根拠があれば知りたい。
・具体的に何人にするかっている点は考えていかざるを得ない。その中で、市民の意見を参考にするのは非常に大事だが、政治不信をもっている人は一定数いて、そういう人にとっては議員が何人でも減らす一択になる。そこにだけ乗るのは違うと思う。
・何のために定数削減に取り組むのかを考える必要がある。議会機能としての役割を果たすために何人必要かということで議論するのか、減らすことを前提としてそこに向かってどうすべきかという議論をするのか、先に決めておくべき。
・経費削減が目標であれば、定数を削減しなくても他にやり方があるのではないか。
・多様な意見の方々の意見を聞きながらも、人数を減らして議会のチェック機能を果たせるのかというのも鑑みながら議論していかないといけない。
・今の議会費が払い過ぎかというとそうは思わない。議会の権能は強化していくべきであって、お金のために議員を減らすという考え方には反対。
・大学の先生など専門的な知見の意見も参考にすべき。

〇作業部会で出た意見を基に委員会で議論することとなった。

【項目⑧：議選の監査委員について】

〇条例で定めることにより議員のうちから監査委員を選任しないことができるようになったことを踏まえ、日本維新の会より議選監査委員の必要性を議論すべきであると提案されている。

〇事務局より説明。
議選監査委員は実効性ある監査を行うために必要という考え方で導入されたものだが、監査委員はより独立性や専門性を発揮した監査を実施するとともに、議会は議会としての監視機能に特化していくという考え方もあることから、各地方公共団体の判断により議選監査委員を置かないことを選択肢として設けるべきであるとされ、平成29年６月に地方自治法が改正され、平成30年４月１日から、条例で定めることにより議選監査委員を置かないことができるようになった。
地方制度調査会の専門小委員会においては、議選監査委員を置いた方がよいとする立場からは、選挙で選ばれた議員は政策の妥当性という観点も意識して監査に当たることができるとする意見が、置かないことに肯定的な立場からは、議会の経費も監査対象であり自分が使っているものを自分で監査するように受け取られるおそれがある、監査結果や決算は議会全体としてチェックする方が重要であるという意見があり、参考人からは、議選監査委員の廃止論が長年強調されてきた一方で、政治的な感覚をもって監査にあたることも必要であり、なくせばよいという議論ではないとの発言があった。
中核市における議選監査委員の設置状況については、鹿児島市が調査を行っており、問い合わせたところ現在集計作業中とのことである。集計結果の提供があった後、委員に示すこととする。

〇議選監査委員の在り方について意見を聞きたい。なお、議選監査委員を残す場合は、次回の改選時において、監査委員の交代時期を６月から９月または12月に変更することについてもあわせて協議する。

〇各委員の意見は以下のとおりである。
・代表監査委員と非公式の場で話す機会を設けられたらと思う。残す場合は、交代時期は９月がよい。
・議選監査委員は絶対に必要だと思う。残す場合の交代時期は９月でよいと思う。
・監査委員を経験することによりお金の動きも見られて勉強になった。
・理事者側の執行状況や契約関係の情報が入ってくるので勉強になってよい。ただ、そこで知り得た情報を基に質疑をしてはいけないというルールもあって、思い悩むこともあった。議員にとっての知見を広げるためにはいいが、議員としてどう活用できるかは疑問があった。
・ものの見方が変わる。監査を通じて理事者側に言うのも大事かと思う。
・公でない場で代表監査の話を聞きたい。監査委員は外部の人であり、背景が分からない。議選監査委員であれば背景が分かるので、それで解決に向かっていくこともある。外部から来る人にとっては絶対必要と言われる。

○作業部会で出た意見を委員会に上げることとする。代表監査と話す場を設ける件については作業部会で座談会ができないか確認することとなった。